

平成30年度中国地方知事会第2回知事会議等資料

資料1

中国地方知事会議・共同アピール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

資料2

中国地方が牽引する地方創生・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41



平成30年7月豪雨に伴う災害からの復旧・復興等について

平成30年7月5日からの記録的な豪雨により、200人を超える多くの尊い人命が失われるとともに、河川の氾濫や土砂災害等による甚大な被害が発生した。被災地では、多くの建物をはじめ、道路、河川、上下水道、ため池、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動に多大な影響を及ぼし、復旧・復興に向けては豪雨災害として過去に類を見ないほどの費用や時間が必要になると見込まれている。

また、9月6日の北海道胆振東部地震をはじめ、9月30日の台風24号、4月9日の島根県西部を震源とする地震や、平成28年10月21日の鳥取県中部地震など、近年、全国各地で大規模な災害が相次いでおり、復旧・復興に向けて官民が全力を挙げているところである。

中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、災害時の被害を防止し、または最小限に抑えるため、地域防災力の向上に係るソフト対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

I 平成30年7月豪雨及び台風24号に伴う災害を受けての要望事項

1 被災者に対する支援制度の拡充

(1) 被災者生活再建支援制度について、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法の適用地域と非適用地域が生ずる不均衡を解消するとともに、支援対象となっていない半壊世帯等を対象とすること。

また、災害救助法についても、同じ災害で被災しても同法の適用地域と非適用地域が生じる不均衡を解消するとともに、災害対策活動への幅広い適用や国への協議の柔軟な運用を行うこと。

(2) 被災者の各種支援にあたるボランティアが迅速かつ円滑に活動するため、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの運営に関して、自治体の負担が生じた場合に財政措置を行うこと。

(3) 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施するために設置する「地域支え合いセンター」や「こころのケアチーム」

などの「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」で措置された被災者への総合的な支援については、現行の補助率を維持した上で、複数年に渡り継続的に実施すること。

- (4) 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率のかさ上げ等財政支援を拡充すること。

また、被災により就学困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講じること。

- (5) 学校など避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化などの機能整備に加え、クーラーの設置やトイレの洋式化などの環境整備のための財政支援をより一層拡充すること。

2. 大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

- (1) 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

- (2) 大規模災害時の倒木や漂流物等の除去、施設修繕などの応急対応について、二次災害の防止や今後の台風等からの防災・減災等に資することから、国庫補助事業である災害復旧事業の対象とすること。

- (3) 熊本地震の際の措置も踏まえ、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げ、特別交付税の別枠措置など、国において必要な補正予算を編

成するとともに、災害復旧事業及び災害関連予算の確保を行うこと。

3 住民の主体的な避難を促す取組の推進

住民に災害から命を守るための主体的な行動を促すため、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の指定後においても、実際の住民の危険回避行動につながる取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への新たな支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

4 総合的な治水・土砂災害対策の推進

(1) 平成30年7月豪雨災害では土砂・流木の流出による被害が発生していることを踏まえ、中小河川における治水安全度の再検証を行い、局所的な堤防の嵩上げや補強、河床掘削などの治水対策と、砂防や急傾斜地崩壊対策などの土砂災害対策を迅速かつ強力に推進するとともに、これらに必要な財政措置を講じること。

(2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所では、地盤の緩み等により、より少ない降雨で土砂災害が発生する懸念があることから、災害復旧事業による原形復旧のみならず早期に災害の再発防止措置を講じる必要があるため、現在進めている砂防・治山事業などによる被災地の復旧が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

5 公共交通機関の速やかな確保・復旧

公共交通機関の正常な運行が回復するまでの期間において、地方自治体及び公共交通事業者が実施する代替交通の確保について支援措置を講じること。

また、鉄道路線の早期復旧を図るために必要な復旧事業を鉄道施設災害復旧事業費補助金の対象とした上で、補助率の引き上げや地方自治体の負担に対する財政措置など、迅速な復旧に向けたあらゆる支援を行うこと。

加えて、平成30年7月豪雨災害において、国、交通事業者、道路管理者、地方自治体等が集まり、対応を検討・実施した「災害時交通マネジメント検討会」の取組の検証結果を踏まえ、効果的な体制・制度を構築すること。

6 道路・港湾・空港・上下水道施設・ため池等の防災対策の推進

大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実にを行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧を推進する地方の取組を支援すること。

また、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を及ぼすため池の補強等への支援や、使われていないため池の廃止手続きの簡素化など必要な取組を強化すること。

7 産業復興・観光復興に向けた支援

「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」で措置された中小小規模事業者の支援等（グループ補助金、持続化補助金及び資金繰り支援）、農林漁業者の支援（被災農業者向け経営体育成支援事業等）などについて、複数年に渡り継続的に実施すること。

また、中小企業者等の事業再開・復興に向けて、県制度融資における利子補給・保証料補助等についての財政措置を講じること。

さらに、災害発生後、落ち込んでいる旅行需要を喚起し、観光産業の早期復興を図るため、切れ目のない更なる支援等、観光客誘致のための取組を強化すること。

8 災害警備活動への支援

災害警備活動においては、車両、ヘリコプター等の燃料や救出救助用資機材など多額の経費が必要となることから、これらの経費について財政措置を拡充すること。また、超過勤務手当が国庫補助の対象となって

ない災害警備活動要員や後方支援要員についても、超過勤務手当が多額に上ることから、これらについても財政措置を講じること。

加えて、被災した警察施設、交通安全施設について積極的な財政支援を行うこと。

また、今後発生する災害への対処能力の強化を図るため、必要な装備資機材の整備に要する経費を国において確実に予算措置すること。

9 大規模災害時における広域支援・受援体制の確立

「被災市区町村応援職員確保システム」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員の派遣等について、今回の豪雨災害における運用実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。

また、災害復旧事業や被災者への福祉・保健分野でのきめ細やかな支援を行うためには、土木技師、農林技師、保健師等の専門職員が、今後とも相当数必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を講じること。

さらに、応援職員については、災害対策基本法により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないように必要な措置を講じること。

II 防災・減災対策に係る共通要望事項

1 災害に強い国土づくりに向けた防災・減災対策の推進

(1) あらゆる災害の未然防止と発災後の迅速な対応のため、治水及び高潮・津波対策、液状化対策、ため池対策、流木対策や土砂災害対策等のために必要なハード整備に対し、既存施設の長寿命化対策も含め、公共事業予算枠の大幅な増額や補助率のかさ上げ等財政支援をより一層拡充すること。

(2) 災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校などの施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等に

ついて、建築物等の耐震化のための財政支援をより一層拡充すること。

特に、住宅の耐震化は、様々な地震対策の前提条件となるいわば“入口”に位置付けられる最重要施策であることから、防災・安全交付金の重点配分対象事業とするなど、確実な財源措置等を行うこと。

また、住民の信頼を損なう耐震用ダンパー不適合について、早急に実態を明らかにし、不良ダンパーの交換が速やかに実施されるように、責任をもって対応すること。

さらに、ブロック塀等の安全確保のため、専門的な調査や撤去、改修を促進できるよう、国庫補助制度の創設、拡充などの財政支援を行うとともに技術的支援を行うこと。

- (3) 大規模災害時における緊急輸送道路やリダンダンシーを確保するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの早期解消や暫定2車線区間の早期4車線化、地域高規格道路の整備促進、それらを補完する国・県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。

併せて、豪雪時の大規模な車両の滞留や除雪作業による長時間の通行止めの発生を回避するため、高速道路における暫定2車線区間の早期4車線化や、当面の対策として付加車線の早期整備を促進するとともに、国及び各県が連携した除雪体制の構築や情報共有の推進などソフト対策の強化により強靱な道路ネットワークを構築すること。

また、平成30年3月の道路法改正により創設された「重要物流道路」の指定・整備に当たっては地域の意見を反映するとともに、予算を重点的に配分すること。

- (4) 豪雪時における長時間にわたる公共交通機関の運休・欠航は、住民生活に多大な影響をもたらすことから、豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備や、列車が立ち往生した際に乗客に配布するための緊急物品の備蓄等について支援すること。

- (5) 防災・減災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含め、確実な財源措置等を行うこと。

- (6) 南海トラフ地震などの甚大な被害想定を踏まえて、全国的に災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)のチーム数を増やし、災害急性期に被災地外から大量かつ切れ目なく投入できる体

制を構築するとともに、医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制を早急に整備するなど、被災地外からの人的・物的支援体制を国を挙げて強化すること。

また、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について、全国的な整備促進や応援・受援調整の体制を構築するため、公衆衛生人材の育成を継続するとともに、DHEATの養成、編成及び運用について、補助対象経費の拡大等も含め必要な措置を講じること。

- (7) 医療機関の耐震化や高台移転、資機材の整備、救護活動にあたることのできる人材の育成・確保、BCP（事業継続計画）や避難確保計画等の整備促進など、災害時の医療救護体制を充実させる取組に対する財政的支援や技術的支援を一層充実・強化すること。

2 気象・火山・地震の監視・予測システムの強化

- (1) 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するとともに、雨量情報を高精度でリアルタイムに提供するなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告の発令の判断ができるよう、12～24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

- (2) 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。

- (3) 地震に係る防災・減災対策を加速するため、活断層（未確認断層を含む）の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表するとともに、内陸直下型地震の対策強化を図ること。

3 社会資本の適正な維持管理の推進

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよ

う、点検等に係る起債制度の拡充、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げなど、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・修繕・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石事故防止等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

併せて、下水道については、国の財政制度等審議会において、下水道事業に対する国の財政支援は、未普及対策と雨水対策に重点化していくべきと提言されているが、極めて公共性が高い役割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による適切な財政支援を行うこと。

4 企業の防災・減災対策の推進

企業の防災・減災対策に対する優遇税制の整備や中小企業に対するBCPの必要性についての意識啓発、策定・見直しへの支援を行うこと。

5 大規模災害時における被災地の支援方策の確立

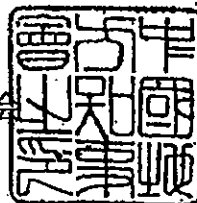
大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。特に、被災者一人ひとりに寄り添い、個々の事情に応じた生活復興プランを地域のNPO法人や専門家（弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等）等と協力して策定し、専門家等によるチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が、被災者の生活復興に大きな効果があることから、この支援について国において制度化すること。

6 原子力防災対策の強化

- (1) 「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の充実について関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整し、財政支援を含め必要な支援・協力を行うこと。
- (2) 万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。
- (3) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員の人件費など必要な経費について財政措置を講じること。

平成30年11月12日

中国地方知事会



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

平成30年7月豪雨に係る観光復興に向けた支援について

平成30年7月豪雨によって、観光施設や交通機関等の被災や被災地以外の観光地における風評被害等により観光客が減少し、中・小規模の事業者も含めた観光産業に大きな影響が生じており、長期化することが懸念される。これらを取り戻すためには、今後一年程度かけて災害前の状況から更なる高みを目指した取組が必要である。

観光産業の早期復興に向け、中国地方各県では、国の支援制度を活用して宿泊客等を伸ばす取組を進めるとともに、観光復興プロモーションに取り組むなど、単に災害前の状態に戻すだけでなく、更なる旅行需要の喚起と観光振興による地方創生に向けた取組を強化している。

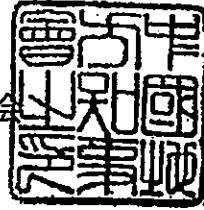
中国地方知事会は四国地方とも連携し、国内外からの観光客の地方周遊の促進とその定着を図ろうとするこの機会に、観光分野をはじめとした地方創生のための基盤づくりの一つとして、地方の連携を一層強化していく所存である。こうしたことを踏まえ、落ち込んでいる旅行需要を喚起し、観光産業の復興を図るために、以下の事項について強く要請する。

- 1 国において創設された観光支援事業費補助金による取組(ふっこう周遊割)に加え、中国・四国地方各県の観光産業に対する風評被害を払拭するための首都圏メディア向けのプロモーション、JR西日本等の民間事業者や(一社)せとうち観光推進機構等の広域DMOと各県が連携したプロモーション等の観光振興事業を実施することとしており、その実現に向けた経費支援を行うこと。
- 2 ふっこう周遊割と中国・四国地方各県等が連携して行うプロモーションを一体的に実施することで相乗効果を高めることにより、観光産業の復興を目指すため、国においては、この度の支援制度から更に予算規模を拡大し、期間も国内観光需要の高まる来春の行楽シーズン及びゴールデンウィークまでの間を対象とした第二弾の支援制度を創設し、切れ目のない復興支援を行うこと。

その際には、自治体及び関係事業者からの意見を踏まえ、より効果的・効率的な制度設計とその運用について、十分な配慮をすること。

平成30年11月12日

中国地方知事会



鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英嗣
山口県知事	村岡	政

「地方創生・人口減少克服」に向けて ～地方が自ら輝き続けるために～

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、東京一極集中の傾向も依然として続いているが、地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している。今後、そのスピードがさらに加速することから、一刻も早く人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくことが、喫緊の課題となっている。

地方創生・人口減少克服を実効あるものとするためには、東京圏のみならず、各地方が多様な姿で発展し、その多様性の中から新たな価値が生まれ、地域と人々が輝き続けることが重要である。

地方創生なくして一億総活躍社会の実現はない。地方では、地域が直面している課題に対し、創意工夫しながら主体的・自立的に魅力ある地域づくりの取組を推進するとともに、国においては、日本全体の構造的な課題である「東京一極集中の是正」に自ら率先して取り組むなど、国と地方が両輪となって進めていくことが不可欠である。

中国地方知事会は、国家的課題である「地方創生・人口減少克服」に向けて、引き続き、国と一丸となって全力で取組を進める決意である。

国においても、地方創生に関する累次の要請を早期かつ確実に実現するとともに、特に次の事項について直ちに断行するよう強く求める。

1. 東京一極集中を是正するために

「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題解決に向けて、地方への新しいひとの流れをつくとともに、人口流出の抑制に取り組む必要がある。

このため、国においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡させる」という基本目標を安易に下方修正することなく、目標が達成できるよう、これまで以上に総力を挙げて、大学や企業の地方移転などに向けた抜本的な対策を講じること。

(1) 大学の東京一極集中の是正の実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけ

るため、

- ・地方大学の振興や若者の雇用創出につながる地方の取組に対する支援を充実すること。
- ・大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めること。

(2) 企業の地方分散

企業の東京圏への転入超過は続いており、国は自ら率先してその要因分析を行い、東京圏から地方への企業移転に関するより具体的で明確なKPIを設定し、

- ・集中移転期間を設定の上、東京圏から地方へ本社機能に移転した企業に対する国独自の移転促進交付金制度を創設すること。
- ・地方への本社機能移転をより一層促進するため、地方拠点強化税制のさらなる拡充を図るとともに、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。
- ・東京圏から地方へ移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- ・そのほか、地方移転のインセンティブが働くよう、大胆かつ積極的な取組を立案し、進めること。

(3) 国家戦略としての政府関係機関の地方分散

政府関係機関移転基本方針で全面移転とされた機関はわずか3機関である。新たな移転対象機関の検討を進めるなど、取組を一過性のものとすることなく、国家戦略として、具体的なKPIを設定した上で、

- ・自ら移転可能な機関を示すなど、国が主体的に取り組むとともに、移転に伴う用地の確保、施設の整備など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とすること。
- ・共同研究の実施など、移転機関と地元の大学や企業等が連携した取組を推進することができるよう、国の機関としての機能拡充を図ること。
- ・中央省庁のサテライトオフィス設置を、単なる試行や地方創生に向けたアウトリーチ支援に止めず、東京一極集中の是正に向けた具体の取組につなげること。
- ・ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等、サテライトオフィス設置の取組は、中央省庁のほか独立行政法人も含めて行い、移転の可能性を広く検証すること。

(4) 「地方」への移住・定住

東京一極集中の是正を図り、地方への移住・定住を進めるため、

- ・東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
- ・全市町村への移住相談のワンストップ窓口となる定住支援員の配置や、地域での生活を体験するための短期滞在型住宅の提供など、地方が独自に取り組む施策に対して、新たな交付金の創設など支援措置を講じること。
- ・大企業を含めた各地方の求人情報を一括して全国の求職者に提供する全国的なマッチングサイトを、実効性のある仕組みとして構築するとともに、それに合わせて移住者の経済的負担を軽減するための支援を行うこと。
- ・地方で暮らすことに対する若者の意識改革に向け、高校生の地方留学制度の創設など、若者が地方生活を体験する取組を進めること。
- ・マスメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような気運醸成を積極的に進めること。

2 地方創生の取組を推進するために

イノベーションを通じて競争力を高め、強い地域経済をつくるためには、変化に富んだ自然環境が育む多様な農林水産資源、世界に認められた豊富な観光資源などを生かして、産業振興と雇用創出、交流人口の拡大など、地域の実情に応じた施策を展開していく必要がある。

また、地域住民一人ひとりが地域に愛着と誇りを持ち、国内外から魅力ある地域として選ばれるためには、住みやすく個性ある豊かな地域づくりが必要である。

このため、国においては、地域経済の好循環の拡大と持続的な地域運営に向けて地域の実情を踏まえた次の支援策を講じること。

(1) 地域産業の競争力強化

- ・企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実すること。
- ・AI・IoT等を活用した生産性向上、経営基盤強化に取り組む中小企業・小規模事業者への支援を充実すること。
- ・都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企

業の事業経営に参画する取組については、一定程度の期間、継続的に取り組むことが必要であり、引き続き必要な財源を確保すること。

(2) 訪日外国人旅行者の受入促進

急増する訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・「日本版DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度等を参考にしながら、観光地経営の権限と財源を確保できる制度を創設すること。
- ・国際観光旅客税について、「日本版DMO」を含む地方の観光振興施策の財源に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックなどの期間中、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスを創設すること。
- ・税関・出入国管理・検疫（CIQ）など受入体制の整備・充実を図ること。

(3) 地域の実態に応じた「小さな拠点」づくりの推進

中山間地域などの条件が厳しい地域では、買い物、医療、交通などの生活機能・サービスの確保が喫緊の課題となっている。

そうした地域でも、安心して住み続けることができるよう、生活機能・サービスを集約した施設や地域活動の拠点となる施設の整備など、地域の実態に応じた小さな拠点形成の支援策を講じること。

(4) 明治150年を契機とした取組の支援

明治150年を契機として地方が展開した取組など、地域が有する歴史や文化遺産の活用による地域づくりや人づくりにつながる取組を、一過性のものとするものがないよう、財政措置を含む支援を行うこと。

(5) 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金の自由度向上と規模拡大

地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、

- ・「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的

達成に長期的な取組が必要であるという実情を的確に反映すること。

- ・地方創生推進交付金について、その規模を確保・拡大し、継続的なものとする。
- ・地方創生推進交付金の運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や用途の制約等の緩和を行うとともに、手続を簡素化すること。
- ・地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

(6) 地方分権改革の推進

真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講じられるよう、

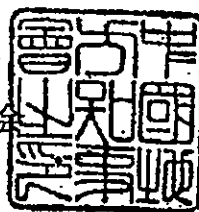
- ・国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方税財源の充実、税源の偏在是正をさらに推し進めていくこと。
- ・国と地方が互いに協力して政策課題に対応していく観点から、協議の質を充実させるため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置すること。
- ・「提案募集方式」において、提案の対象外とされている、国が直接執行する事業の運用改善や税財源の移譲等に関する提案や過去と同内容の提案が複数の団体からあった場合も、その対象とするとともに、地方への権限移譲や規制緩和を行うことを原則として、地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を国も果たすこと。
- ・従うべき基準の全面的な見直しや地方版ハローワークの地方設置推進を図るとともに、農用地区域からの除外や農地転用に関する規制を緩和し、優良農地の確保と産業の振興の調和を図りつつ、地域の活性化やまちづくりを推進するなど、土地利用に関する地方の自由度を拡大するための仕組みを構築すること。

(7) 規制改革の推進

- ・規制改革推進会議で議論されている「地方における規制改革」については、国と地方が連携・協力し、十分協議を行った上で進めること。
- ・「国家戦略特区（地方創生特区を含む）」については、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うこと。

平成30年11月12日

中国地方知事会



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

人づくり革命の推進について ～次世代を担う「ひと」をつくるために～

我が国の持続的な発展と競争力強化のためには、すべてのライフステージにわたって、住民の個性と能力が最大限に発揮され、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していく必要がある。

特に、幼児期は、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤を培う大変重要な時期であるため、幼児教育の質的向上と量的拡大が必要である。

併せて、すべての子どもたちが家庭の経済的事情にかかわらず、その能力と可能性を最大限に高める取組により、貧困の世代間連鎖を断ち切ることが必要である。

また、少子化が急速に進行する中、希望するすべての人に対して出会い、結婚、妊娠・出産、子育てなど、各ライフステージに応じた、切れ目のない支援策を充実・強化する必要がある。

さらに、すべての人が仕事に生きがいを持ち、暮らしを楽しむことができる社会を創出するためには、男女ともに働きやすく、多様な人材がその個性と能力を発揮できる環境づくりが必要である。

このため、国においては、次世代を担う「ひと」づくり、少子化対策の抜本強化及び働き方改革の着実な推進に向けて、地方と連携して大胆かつ積極的に次の事項に取り組むよう強く要請する。

1 「人づくり革命」の推進

- ・地方における人材育成・確保に必要な施策を検討し、平成31年度予算において、必要な経費を地方財政計画に計上するとともに、交付金の創設など新たな財政措置も含めた、あらゆる分野における「人づくり革命」の実現のための思い切った措置を講じること。
- ・すべての子どもが自分の持つ能力を最大限に伸ばせる社会づくりに向けて、経済的な「負担軽減」を進めることは重要である一方、教育・保育の無償化に当たっては、「質の向上」「量的拡大」と合わせて、最適な投資バランスのもと推進すること。
- ・幼児教育・保育、高等教育の無償化に係る財源については、国において提唱した施策であることから、その実施に当たっては、これまでの経緯を踏まえ、国が自ら必要な財源を確保するとともに、地方と十分協議す

ること。

2 若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会づくりの推進

若者が、それぞれのライフプランを描き、希望がかなう結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、

- ・結婚や家庭の良さを前向きに考えてもらうためのキャンペーンの展開などにより、社会全体で応援する気運づくりを推進すること。
- ・特定不妊治療に係る所得制限の緩和や不育症治療費に対する助成の検討、医療保険適用拡大など不妊治療等支援を拡充すること。
- ・産科、新生児科等過重労働を強いられる診療分野での勤務環境改善への財政支援などにより周産期医療体制を確保すること。
- ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を行う子育て世代包括支援センターの設置と機能充実を促進するために必要な財源を確保すること。
- ・三世帯同居住宅の新築・改築への支援や改築に係る所得税の軽減措置などの三世帯同居・近居を支援するための優遇策等のさらなる拡充を図ること。
- ・地域少子化対策重点推進交付金については、地方が地域の実情に応じて柔軟に事業実施できるよう、より自由度の高いものとする。

3 保育サービスの充実と子育て家庭の経済的負担の軽減等

保育サービスの充実や子育て家庭の経済的負担の全般的な軽減に向けて、

- ・保育士や幼稚園教員の不足を解消するため、保育士等の抜本的な処遇改善や就労環境の向上等により潜在保育士等の再参入と勤続年数の長期化を図ること。
- ・潜在保育士を把握できるよう、関係法令の改正等により、保育士資格登録者の離職時における届出制度を創設すること。
- ・子どもの医療費の軽減など、国の責任において、大胆な経済的支援制度を創設すること。
- ・子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。

4 地方の教育の魅力向上・充実

(1) 幼児教育

乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等を踏まえ、

- ・乳幼児期の教育・保育の質を確保するため、教員・保育士等の資質や能力を向上させる研修機会の充実等に対する支援策を講じること。
- ・子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

(2) 初等中等教育

初等中等教育において、誰もが、持っている能力を開花させ、社会的経済的環境にかかわらず、大学進学等に必要な学力を身に付けるためには、小学校から高等学校における教育の質を向上させる必要がある、

- ・少人数・習熟度別指導などの充実のための教職員定数を拡充すること。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充及び待遇改善のための十分な財源の確保や人材の養成及び確保に向けた取組の充実を図ること。
- ・生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもに対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を図ること。

(3) 高等教育

教育は「未来への先行投資」であり、意欲のある学生を支援し、我が国が将来にわたって持続的に成長していくための礎となる人材を育成するため、

- ・地方で充実した高等教育を受けられる環境を整備し、地域産業の担い手となる人材の育成・確保に取り組む大学等への支援を拡充すること。
- ・教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方大学への支援を充実させ、大学の質の向上を図ること。
- ・地域の多様な主体と連携し、課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分の充実や財政支援など、地方大学の運営基盤の強化を図ること。

5 進学希望をかなえるための支援の充実

すべての子どもたちが均等に教育を受ける機会を得るため、

- ・給付型奨学金や無利子奨学金を充実するとともに、返還に際しても、返還金の減額・免除や返還期限の猶予など制度を拡充すること。
- ・経済的に厳しい環境にあるひとり親家庭等に対するさらに手厚い経済的支援策を講じること。

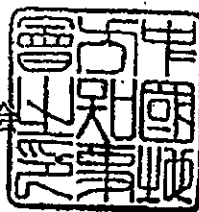
6 働き方改革の推進、多様な人材が活躍できる社会環境の整備

誰もが仕事と暮らしを両立でき、安心して働き続けられる環境づくりに向けて、

- ・企業における短時間勤務・テレワーク等多様な働き方の導入や、仕事と育児・介護等の両立を促進するための社内環境の整備及び制度導入に対する支援を充実させること。
- ・育児休業・育児休業給付に係る手続きの改善や、放課後児童クラブの支援員配置にかかる従うべき基準の参酌化など、利用者や地域の実情に応じた対応が可能となるよう抜本的な見直しをすること。
- ・非正規雇用の処遇改善に向けた取組支援、企業の主体的取組を進めるための専門人材の確保支援など、働き方改革に取り組みやすい環境を整備すること。
- ・人材確保が困難な中小企業においては、業界特有の取引慣行や下請けの取引条件等も相まって、働き方改革が進まない場合が多いことから、国において設置される働き方改革推進センターにおいても、取引のあり方の改善に向けた取組を一層強化すること。
- ・税制面のインセンティブ等により、女性の活躍や男性の家事・育児・介護参画の促進に向けた企業の取組支援を充実させること。
- ・地域の実情と企業ニーズに応じた働き方改革促進策を実施する際の財源について、自由度が高く、必要な施策に継続的に活用できる交付金の新設など財政支援を拡充すること。
- ・長時間労働の是正など企業の働き方改革の取組が加速するよう、地域の実情や実態を踏まえた実効性のある対策を講じるとともに、十分な周知を行うこと。
- ・地域経済を支えている中小企業・小規模事業者に対するIT利活用の促進をはじめとした生産性向上の支援施策の充実・強化を図ること。
- ・働き方改革について国民理解の促進と国内の一層の気運醸成を図ること。

平成30年11月12日

中国地方知事会



鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

地方税財源の充実について

平成30年度の地方財政計画においては、極めて厳しい地方財政の現状の中で、地方交付税総額が、東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.3兆円減の16.0兆円となったものの、地方一般財源総額は、子ども・子育て支援等の社会保障関係費や「まち・ひと・しごと創生事業費」等の歳出を適切に計上すること等により、0.04兆円増の62.1兆円が確保された。

一方、臨時財政対策債については、国において可能な手段を最大限活用して発行抑制を図り、前年度に比べて0.1兆円減となったものの、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる中、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策が講じられていない。また、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化等の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

さらに、近年、地方全体として基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論や、地方自治体ごとに異なる状況を踏まえず地方の財源を圧縮すべきとするような議論があるが全く不適當である。また、国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化につなげるため、地方財政についても国の取組と基調を合わせて歳出改革等に取り組むこととされており、今後地方歳出の抑制圧力が高まることが懸念される。

加えて、社会保障と税の一体改革については、消費税・地方消費税10%への引上げに伴う増収分の使途を見直して、社会保障を全世代型のものとする等「新しい経済政策パッケージ」が平成29年12月に閣議決定され、その動向には国民の強い関心が寄せられている。2019年10月に確実に消費税・地方消費税を10%に引き上げることができるよう、国と地方が連携・協力して経済状況を好転させていくとともに、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供できるよう、「新しい経済政策パッケージ」を実施する際には、地方財政に係るものについては、地方と十分に協議を行うことと併せて、今後とも社会保障施策に対する確実な地方財政措置を国に求めていく必要がある。

こうした状況の下で、地方公共団体においては、自らもさらなる歳出削減

に努めながら、国と連携・協力し、地域の実情に即した産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

ついては、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力に推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

(1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要である。地方の創生なくして日本の創成はないということを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで一層行きわたらせるためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめとする、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。

近年、地方財政計画に計上される地方一般財源総額は増加しているものの、個別の団体ごとにみると、都市部の団体は地方財政計画と同様に一般財源が増加する一方で、財政力が弱い地方部の団体は一般財源が減少している現状がある。

特に、地方交付税については、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保するとともに、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

また、消費税率引き上げにより、さらなる財政力の格差が拡大する恐れがあることから、偏在是正措置を確実に実施すること。

さらに、トップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえた上で、歳出効率化を先行実施している団体のインセンティブ

効果を削減しないよう、地方の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元するとともに、地理的要因や人口規模等によりスケールメリットが働かない地域の実情に配慮した措置を行うこと。

(2) 国においては、地方の財政調整基金などの残高の増加を取り上げて、地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的な配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論があるが、地方における近年の財政調整基金の増加は、国を大きく上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で、災害や税収の変動、社会保障関係費の増嵩や地方で特に進行している人口減少等に備えた財政運営の年度間調整の取組の現れである。また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限がなく、赤字地方債の発行も限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、基金の取崩し等により収支均衡を図るほかに、十分踏まえるべきである。実際に、今回の平成30年7月豪雨災害対応においては、多額の財政調整基金を取り崩さざるを得ず、基金残高が一瞬にして激減するとともに、引き続き最優先で取り組まなければならない被災者支援や復旧・復興事業に必要な財源の確保が大きな課題となっている。このように、大規模災害が起きた際の地域の実情も踏まえると、地方の基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保すること。

(3) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化する中、平成30年度は財源不足の縮小等により発行額が減少したものの、本来は地方交付税の法定率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

(4) 地方が、その地域の実情に応じた地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、平成30年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。

また、今後も、地方創生・人口減少克服に向けた地域の課題解決には、産官学金労言の連携など、総合戦略を踏まえた総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、平成30年度当初予算において1,000億円が措置され、平成31年度の概算要求において1,150億円が要求された地方創生推進交付金については、新たな取組である「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を含め、こうした施策を確実に展開できるよう今後も十分な額を確保すること。その運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や使途の制約等の緩和を行うほか、手続を簡素化した上で、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除し、地方への人の流れの形成や、働き方改革の推進に有効な個人への給付事業を対象とすること。さらに、施設整備事業についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

(5) 近年の地方財政計画における歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少してきている。その中で、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る歳出は、地方の給与関係費や投資的経費の削減、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。

特に、景気回復局面においても都市部に比べ税収の伸びが期待できない地方部において、責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようにするため、都道府県分の地方交付税の算定に当たっては、これまで歳出特別枠（地域経済・雇用対策費）が担ってきた、財政力の弱い地方における地域経済活性化の取組を下支えする機能を引き続き確保する

こと。

- (6) 地方自治体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化し、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が設けられ、2020年4月1日に施行されることとなったが、国においては制度の適正かつ円滑な導入に向け、地方自治体において必要となる規定の整備などに関し、さらに支援するとともに、期末手当の支給など制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要な地方自治体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。

2 地方税制の抜本改革の推進

- (1) 近年の企業形態の変化（子会社化、アウトソーシング）や、ICT化の進展により、地方法人課税の税源が大都市部に集中する傾向にあり、さらには最近の景気回復や消費税・地方消費税引上げに伴う地方法人特別税・譲与税の廃止に伴い、この傾向が一層進むことが考えられる。

このため、平成31年度税制改正において地方法人課税における偏在是正の新たな措置を確実に講じ、地方分権改革を進め、地方団体が将来にわたり安定的に公共サービスを提供するための基盤となる偏在性の小さな地方税体系を構築すること。

その際、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどを踏まえ、今後の地方法人課税のあるべき全体像を見据えて検討すること。

また、地方法人課税の新たな偏在是正措置により生ずる財源については、都市と地方が支え合う持続可能な社会の構築に向けて、地方財政計画に必要な歳出を計上するなど実効性のある偏在是正措置となるようにすること。

- (2) 平成28年度税制改正において、消費税・地方消費税10%段階における偏在是正措置として、法人住民税法人税割の一部の地方交付税原資化をさらに進めることとされた。

この交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性のある偏在是正措置となるようにすること。

- (3) 法人事業税の外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際は、地域経済や雇用への影響を踏まえて、中小法人への適用について慎重に検討すること。

また、法人事業税の分割基準については、前回の見直し（平成17年度）から10年以上経過しており、より実態にあったものに見直すこと。特に、工場のロボット化・IT化の進展、フランチャイズ制の拡大等を踏まえ、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から、見直しを行うこと。

- (4) 車体課税の見直しについては、平成29年度与党税制改正大綱において、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講じることとされたが、今後の車体課税の見直しに当たっては、地方財政に影響を及ぼすことのないようにすること。

- (5) ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっており、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

- (6) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

3. 社会保障と税の一体改革

(1) 2019年10月に予定されている消費税・地方消費税引上げに伴う増収分の用途を見直して、社会保障を全世代型のものとする事等の「新しい経済政策パッケージ」が平成29年12月に閣議決定されたが、現在の「社会保障と税の一体改革」のスキームは、国と地方が十分に協議して決定したものであることを踏まえ、その制度設計や財源等の検討に当たっては、地方の意見を適切に反映し、地方の財政運営に支障が生じることのないようにすること。

なお、幼児教育・保育、高等教育の無償化に係る財源については、国において提唱した施策であることから、その実施に当たっては、これまでの経緯を踏まえ、国が自ら必要な財源を確保するとともに、地方と十分協議すること。

(2) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。

(3) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、都道府県において安定的に国民健康保険の財政運営ができるよう十分に検証し、必要に応じて措置を講じること。

さらに、将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じること。なお、子どもや障害者の医療費助成などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、全面的に廃止すること。

(4) 消費税・地方消費税の10%への引上げまでに、総合的に検討することとされている医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費

税・地方消費税率の引上げに伴い医療機関における非課税取引の仕入れに係る消費税負担が増加する実情を十分に踏まえて検討を行うとともに、国及び地方の社会保障財源への影響も考慮した上で、抜本的解決を図ること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、引き続き、転嫁対策を確実に実施すること。

(5) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、消費税・地方消費税率の10%への引上げの際には8%時と同様に、引上げ分の地方消費税収について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。

(6) 平成26年4月の消費税・地方消費税率の8%への引上げ時には、増税に伴う駆け込み需要とその反動により個人消費の落ち込み等がみられたことから、2019年10月の消費税・地方消費税率の10%への引上げに際しては、景気が落ち込まないように、万全な経済対策等を講じること。

(7) 消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、国民や中小事業者に混乱が生じないように、対象品目の区分や区分経理の詳細等を十分に周知し、必要な支援を講じること。

平成30年11月12日

中国地方知事会



鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について

我が国が、少子化と人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、「人口急減・超高齢化」への流れを変えるための改革、とりわけ東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、子育て支援の強化・充実や女性の活躍促進などの総合的な政策推進が必要である。

また、地方において、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクを回避するには、国の地方創生の動きに呼応して、観光による地域産業の振興や企業の地方移転を推進し、雇用の場を確保するなど、地方への新しいひとの流れをつくる必要がある。

このためには、歴史・文化や自然、温泉、食などの豊かな観光資源等、中国地方の多様な地域資源を有効に活用した観光交流人口の拡大や安心して暮らせる地域づくりなど、地方創生を進め生産性向上に資するためのインフラの整備と機能強化、その前提となる安全性の確保及び地域間ネットワークの構築が不可欠である。

加えて、平成30年7月豪雨等では、中国地方の多くのインフラが被害を受け、観光、企業活動、住民生活に多大な影響を与えたため、強靱化や更なる基盤整備の促進の必要性を痛感させられたところである。

ついては、地方創生を力強く進める前提となる基盤整備を推進するため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 高速道路ネットワークの早期整備

国の骨格を形成する高速道路は、経済社会の発展に不可欠な「地方創生の道」であり、現に、ここ数年の間に開通した高速道路の沿線では、企業進出や観光客数の増加、県境をまたいだ行政、経済界の連携など、新たな動きが生まれるなどの効果が現れている。

しかしながら、日本海国土軸の一部を構成する山陰道については、供用済区間が未だ4割程度に留まり、また、多くの未事業化区間があるなど、依然として高速道路ネットワークのミッシングリンクが多数存在している。このため、企業誘致や市場の拡大、観光の振興等、県境をまたいだ経済交流や連携を図る上でも大きなハンディキャップとなっている。また、平成

30年7月豪雨においては、中国縦貫自動車道、山陽自動車道及び中国横断自動車道が寸断され、応急活動や緊急物資の輸送、人流・物流の停滞による経済活動への影響が発生したところであり、リダンダンシー確保の観点からも高速道路ネットワークの早期整備が必要となっている。

については、国において、高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消に向け、山陰道の事業中区間のより一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。

さらに、暫定2車線区間については、高速道路ネットワークが本来有すべき安全性や定時性の確保とともに大規模災害時など防災上の観点から、4車線化または早期の付加車線整備を行うこと。特に、時間信頼性の確保、事故防止の観点及びリダンダンシー確保の観点から岡山米子線及び山陰道など、課題箇所のある路線については早期に4車線化を実施すること。また、暫定2車線区間における付加車線設置の検証路線として選定された岡山米子線については、付加車線の整備を速やかに図ること。

なお、4車線化または付加車線整備が行われるまでの当面の対策として、ワイヤロープによる上下線の分離等の安全対策を講じること。

2. 高速道路の利用促進

鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は都市とのネットワーク化に与える影響も大きい。ため、国際競争力の強化や地域活性化の観点から、円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興を図るため、スマートインターチェンジの整備や割引制度の拡充など、高速道路の利用を促進する施策を講じること。

なお、利用促進施策の実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、フェリー等の公共交通機関に影響を及ぼすおそれがある場合は、十分な対策を講じること。

3 地域高規格道路等の整備促進

地域高規格道路や主要な国道・地方道は、大規模災害時における緊急輸

送道路や迂回路としての役割を担うことはもとより、高速道路ネットワークと一体となって渋滞の解消や地域の交流・連携の強化を図り、物流の活性化や交流人口の拡大、広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資することから、その整備促進を図ること。

また、平成30年3月の道路法改正により創設された「重要物流道路」の指定・整備に当たっては、地域の意見を反映するとともに、予算を重点的に配分すること。

4 道路整備予算の拡充

高速道路ネットワークの早期整備や地域高規格道路等の整備促進のため、必要となる予算の総額を確保した上で、整備が遅れている地方に重点配分すること。

5 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、北陸新幹線の今後の整備の進捗などもにらみ、山陰における高速鉄道網の整備に向けた具体的な取組を加速化すること。

6 地方鉄道の維持、高速化・快適化

(1) 平成30年7月豪雨により被災した鉄道施設について、住民生活の回復や被災地域への物資輸送や移動手段の早期確保のため、早期復旧や交通円滑化に向けた支援を行うこと。

(2) 地方鉄道の廃止は、当該地域の住民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えることが懸念される。

このため、鉄道事業者の届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について検証し、地方創生の取組が進められている間などの特別な事情に配慮した措置を講じること。

また、地方鉄道の維持、活性化のため、地方鉄道の高速化、快適化に向けた国の助成制度の拡充を行うこと。

7 地方空港への航空路線網の維持・拡充

- (1) 首都圏をはじめとする大都市圏と地方との航空網の確保により、利便性と流動性を高め、観光振興や産業振興により地方経済の再生可能な環境を整備すること。
- (2) 今後さらなる増加が期待される訪日外国人旅行者の地方への周遊性を高めるため、大都市圏及び国際空港から地方への航空ネットワークを構築するとともに、地方空港における訪日外国人旅行者の受入環境の一層の充実を図ること。

8 港湾の整備促進等

- (1) 中国地方における産業の国際競争力強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。
- (2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備、国負担割合の嵩上げ及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡充を図ること。
- (3) 北東アジアゲートウェイとしての役割を担う日本海側港湾の機能強化は、我が国の国際競争力の強化及び観光立国の実現に寄与することが期待され、特に日本海側における国内海上輸送網の整備は、中国地方の物流の効率化や瀬戸内地域のリダンダンシーの確保などが期待される。
ついては、中国地方の産業競争力の強化に大きな役割を果たす日本海側拠点港の機能充実・強化を図ること。
- (4) 近年、中国地方へのクルーズ船の寄港数増加は、インバウンドによる地域経済への大きな効果をもたらしており、観光・交流の拠点としての

港湾機能の強化が不可欠なものとなっている。

については、クルーズ船の受入や港湾における観光・交流の拠点機能強化を図るため、港湾へのアクセスの充実強化とともに、ターミナル整備や旅客の円滑な受入のための環境整備等ハード・ソフト両面における取組を推進すること。

9 ヒアリ等の対策の推進

(1) 毒性の強い特定外来生物のヒアリやアカカミアリ等の定着の防止に向け、国は関係省庁の連携により、通関の前後にとらわれず、侵入初期段階での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための追跡調査等の対策について、主体的かつ積極的にこれを実施すること。

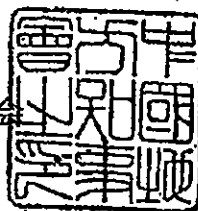
また、地方と連携した効果的かつ恒久的な体制を構築し、地方が実施する防除や拡散防止対策等への継続した技術的、財政的支援を行うこと。

(2) 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う体制の整備をすること。

(3) 海外のヒアリ等の定着国のうち、日本との定期貨物航路等を有する国に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出の際の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。

平成30年11月12日

中国地方知事会



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

地域医療の確保について

超高齢化社会の到来を見据えて、医療・介護提供体制の改革が必要となっているが、高齢化の状況等は地域によって異なり、全国一律の制度では対処ができない状況となっている。特に現状の地域医療体制は医師・看護職員など医療従事者の不足や偏在が解消されず、危機的状況にある。

住民が地域で安心して生活するためには、地域医療の確保が必要不可欠である。在宅医療の充実が前提となる地域包括ケアシステムの構築のためにも、将来にわたり地域の実情に応じた実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

1 地域医療構想

(1) 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けた効率的かつ質の高い医療提供体制とそれを前提とした地域医療構想の考え方について、国民や関係機関に十分に説明し、理解を得ること。

(2) 地域医療構想をもとに関係者が地域の実情に応じた課題や対応策を協議しているが、国は、協議に資する医療情報を定期的に提供するとともに必要な財源を確保し、地方が取り組む課題解決に対して幅広い支援を行うこと。

特に、地理的要因による不採算性や人材不足等により在宅医療への移行が非常に困難である離島・中山間地域の実情に配慮すること。

2 地域医療介護総合確保基金

(1) 将来の地域医療の提供体制を確保していくためには、病床機能の転換のみならず、地域医療再生基金で実施してきた医療従事者の確保対策や在宅医療を含む地域医療体制の整備が必要な地域もあることから、国は将来にわたり十分な財源を確保し、地域の実情に応じた創意工夫ができるよう基金の配分を行うとともに、事業区分間での柔軟な運用を認めること。

- (2) 基金事業を円滑に実施するため、あらかじめ事業実施に必要な基礎的な額の配分を確保するとともに、基金の内示時期を前年度中に早めるなど、基金の配分に係る仕組みを見直すこと。

3 地域医療提供体制の充実に向けた継続的な財源措置

医療提供体制推進事業費補助金は、例年交付率が低く、都道府県の超過負担が大きく生じている。当補助金は、救命救急センターをはじめ、周産期母子医療センター、小児救命救急センターなどの運営に充てられており、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供するために重要である。このため、事業が安定的に実施できるよう補助基準額どおりの交付が可能となる十分な予算額を確保すること。

特に、ドクターヘリについては、医師を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果をあげており、広域救急医療にとって極めて重要な存在であることから、必要な予算額を確保すること。

4 医師の養成・供給システムの見直し

- (1) 医師不足の実態や高齢化の進展などを考慮した今後の医療ニーズなどを踏まえ、地域や診療科において必要とされる分野に従事する医師を計画的に養成するとともに、養成された医師を、医師が不足している地域や診療科での勤務に誘導するための仕組みを構築すること。

また、医療法及び医師法の改正において、都道府県による「医師確保計画」の策定等が盛り込まれたが、医師の裁量や経済原則に依存する現在の制度では、医師の地域的な偏在や産科、小児科など診療科における偏在問題は解消されないことから、抜本的な見直しを含めた制度設計を行うこと。

- (2) 医師の偏在解消に向けて医療法及び医師法が改正され、都道府県の役割が強化されたところであるが、施策の推進にあたっては、都道府県の実情や意見が尊重されるようにするとともに、財政措置を含めた十分な支援を行うこと。

なお、医師少数区域での勤務経験のある医師を病院管理者の要件とする新たな制度については、対象を地域医療支援病院など一部の病院に限らず、すべての医療機関に拡大するなど実効性のあるものとする。

- (3) 平成30年度に開始された新たな専門医制度においては、都市部に専攻医が集中したことから、医師の地域偏在・診療科偏在に繋がらないよう、国が責任をもって都道府県別・診療科別の研修定員の設定を行うなど必要な措置を講じること。
- (4) 奨学金の貸与を受けた医師や地域枠出身医師が今後増えていくことから、地域の医療機関においても充実した研修が受けられ、キャリアアップを図ることができるよう、研修環境や指導体制の充実に向けた支援策を講じること。
- (5) 医学部の地域枠のあり方や定員の見直しにあたっては、人口や、医師の地域偏在、特定の診療科における顕著な医師不足の実態及び高齢化の進展など、地域の実情を考慮したものとする。
- (6) 地域医療においては、総合的に患者を診る能力を有する医師が特に求められており、そうした医師を養成するため、大学におけるカリキュラムの充実など教育体制の強化を図ること。
- (7) 地域の病院は大学からの医師派遣に大きく依存している。地域に必要な常勤医師の派遣など、大学医学部が建学の基本理念である地域医療の維持・向上に寄与することができるよう、国立大学法人制度のあり方も含め効果的な仕組みを構築すること。
- (8) 本年7月の医療法及び医師法の改正により、都道府県には、大学への地域枠創設の要請や、地域枠医師に対するキャリア形成支援を通じた医師偏在対策が求められているが、都道府県が地域の実情に応じた奨学金の制度設計ができるよう、十分な財政措置を行うこと。

5 医師・看護職員・薬剤師等を支える環境づくり

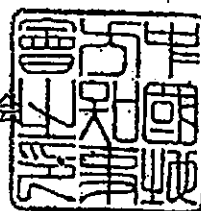
- (1) 医師不足の地域や診療科の勤務医に対する処遇改善等を図るための支

援策を講じること。

- (2) 女性医師の出産・育児による離職を防止するとともに復職を支援し、仕事と育児が両立できるように、必要な財源措置も含めた就労環境の整備・充実を図ること。
- (3) 看護職員や薬剤師の養成、離職防止、再就業促進等の取組に対する財政支援の充実など、地域医療を支える看護職員等の安定的な確保対策を講じること。
- (4) 勤務医・看護職員の過重勤務解消に向け、医療の現状や医療機関毎の役割等について、受療者である国民の理解と協力を得るための広報・啓発を強化すること。
- (5) 介護職の認知度向上・イメージアップや離職防止を図る取組への財政支援の充実など、介護職員の安定的な確保対策を講じること。
- (6) 医師の働き方改革については、国の「医師の働き方改革に関する検討会」において議論されているところであるが、地域医療の崩壊を招くようなことにならないよう、医師の需給バランスに関する議論を同時に行うなど地域医療の確保を図る観点から幅広い議論を行いながら推進すること。

平成30年11月12日

中国地方知事会



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

中国地方が牽引する地方創生 ～魅力ある中国地方の実現に向けて～

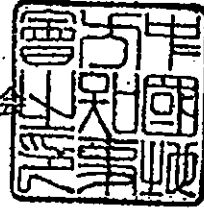
中国地方知事会は、人口減少問題・東京一極集中を克服するため、地域の実情に応じ、それぞれの固有の多様な資源を活用しながら、県民一人ひとりが地域に愛着と誇りを持ち、国内外から魅力ある地域として選ばれるような、住みやすく個性豊かな魅力ある中国地方を実現していく。

このため、我々は、行動する知事会として、「地方の責任」をしっかりと果たすため、次のとおり宣言する。

- 結婚、妊娠、出産、子育て等のライフステージに応じた、切れ目のない支援の充実・強化などにより、少子化対策を加速化させる。
- すべての子供が、成育環境の違いにかかわらず、個性と能力を最大限に発揮し、将来にわたり地方を支える人材を育成する。
- 地方で「学ぶこと、働くこと、暮らすこと」の魅力を高め、すべての人が生きがいや達成感を持って、仕事と暮らしを両立できる活力ある社会を創出する。
- 中国地方の集積したものづくり産業や、変化に富んだ自然環境が育む多様な農林水産資源、世界に認められた豊富な観光資源などを生かして、産業振興と雇用創出、交流人口の拡大などにより、地方創生を実現していく。

平成30年11月12日

中国地方知事会



鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政